

愛媛県立新居浜病院ホームページ改修業務仕様書

1 委託業務名

愛媛県立新居浜病院ホームページ改修業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 目的

愛媛県立新居浜病院では、救急医療、周産期医療、災害拠点病院等としての役割を担い、医師や看護師のほか医療職等職員が一丸となり県民医療の確保と福祉の向上に努めている。

一方で、外来受診のご案内、診療科部門の紹介等をホームページに掲載しているが、ホームページが煩雑としているため、利用者が求めるページへのたどりくさや見にくさが課題となっている。また、多くの人が利用するスマートフォンや、タブレットに対する対応も十分ではないという課題もある。

現在のホームページの問題点や課題を解決し、新居浜病院の魅力向上、ホームページ利用者の利便性の向上、ホームページ閲覧者数の向上を目的に、既存ホームページの改修及び特設ページの構築を行うものである。

4 ターゲット層

愛媛県立新居浜病院の通院及び入院を検討している方をターゲット層とする。

5 委託業務概要

愛媛県立新居浜病院ホームページの改修

ホームページ公開環境を確認のうえ既存のコンテンツマネジメントシステム（Contents Management System、以下「CMS」という。）を利用し、改修すること。CMSの詳細情報が必要な場合は、受注者に問い合わせること。

5.1 コンテンツの作成

既存のホームページ公開環境に、利用者の地域住民への興味・関心を高めるコンテンツを作成し、公開すること。

6 業務スケジュール

スケジュールは以下を目安とし、愛媛県と協議の上、決定すること。

- ・ホームページの運用開始日 令和9年2月22日

7 業務内容

7.1 ホームページ全般

- 7.1.1 レスポンシブ Web デザインを採用し、パソコン端末、タブレット端末、スマートフォン端末いずれの端末でアクセスしても、快適に閲覧することが可能であること。
- 7.1.2 ヘッダーは固定し、パソコンサイトにはグローバルナビゲーションを設けるとともに、スマホサイトでも利用できるハンバーガーメニューを設置し、展開するとアコーディオンメニューを表示すること。
- 7.1.3 フッターには、病院情報（住所、電話番号等）、問い合わせフォームのボタン、他のページへのリンク、SNSへのリンク等を設ける。また、サイトマップのリンクを設けること。
- 7.1.4 グローバルナビゲーションには、大項目（ドロップダウンメニュー）やページ内検索機能を搭載し検索性を向上させるとともに、文字サイズの拡大機能や、背景コントラストの変更機能、多言語対応（Google 翻訳を利用して多言語を選択可能）を取り入れ、誰もが使いやすいユニバーサルデザインとすること。また、どのページにアクセスしているのかが分かりやすいように、各ページには統一したデザインのグローバルナビゲーションやパンくずリストなどを表示させること。
- 7.1.5 白を基調とし、アクセントカラーで緑を用いて清潔感と信頼性を印象づけるホームページとすること。
- 7.1.6 利用者がホームページ画面を印刷した際、書式が崩れないように配慮すること。また、印刷に適したレイアウト表示とすること。

7.2 トップページ

- 7.2.1 メインビジュアルは、地域の急性期医療を提供する基幹病院のコーポレートサイトであることが閲覧者に伝わるように、複数の大きな画像写真を横幅フルで掲載すること。また、画像写真をフェードイン又はフェードアウトするなど動きを出しなら、スライドショーを用いて、複数の情報を提供すること。
- 7.2.2 「重要なお知らせ」欄を設け複数表示できるようにするほか、「お知らせ」を、すべて・患者一般・医療関係者・メディア・入札情報・採用情報のタグで仕分けして情報掲載できるようにすること。
- 7.2.3 当院の特長のアイコンを作成し、病院の特長を掲載したコンテンツへ誘導すること。

7.3 各コンテンツ

- 7.3.1 コンテンツの上段には、コンテンツの見出しのアイコンを設置し、

必要な情報にすぐにたどり着けるようにするほか、コンテンツの左側には、第2階層内のサイドバーを設け、関連する項目にすぐにアクセスできるようにすること。

7.3.2 コンテンツ内の行間やテキストのサイズ、写真画像など、ホームページを見やすくするために、文字の大きさや色などでメリハリをつけること。

7.3.3 コンテンツの下部に「よく見られているページのご案内」を設置すること。

7.4 コンテンツ分析

7.4.1 業務の効果測定のため、各種計測タグ等、業務に関わるタグを設定すること。なお、当該各種タグについては、愛媛県と協議の上、愛媛県公式の Google タグマネージャー上に別途発行するコンテナを活用して設定を行うこと。

7.4.2 SEO対策（検索エンジン最適化）を行うこと。

7.4.3 AIO対策（AI 検索最適化）を行うこと。

7.5 利用者への配慮

7.5.1 特定のブラウザの機能に依存せず、Google chrome のほか、Microsoft Edge、Firefox 及び Safari 等の現行の主要ブラウザで閲覧可能な最新の技術要素で構築すること。また、最新バージョンでないブラウザを有する利用者にも配慮した構築をすること。

7.5.2 上記ブラウザの最新バージョンがリリースされ、コンテンツの表示に問題が生じた場合は対応すること。

7.5.3 ホームページを構成する製品や技術は、W3C（World Wide WEB Consortium）が策定・公開している標準的な規格等に準拠するとともに、アクセシビリティに関しては、JIS X8341-3:2016 及び別紙1「アクセシブルなコンテンツの作成に関する指針」に配慮するなど、国際標準もしくは業界標準に対応すること。

7.6 運用保守

7.6.1 障害、データ消失等が発生した場合にも、当院ホームページを復元できるよう、バックアップデータの取得手順及びバックアップデータを利用した復元手順を提供すること。

7.7 その他

7.7.1 必要に応じ、公開後のページについて、軽微な修正（テキスト・画像の修正、ファイルの入れ替え等）を行うこと。

8 サーバ環境

本業務で使用する公開サーバは、現行の当院ホームページを公開しているレンタルサーバを利用すること。そのレンタルサーバには、当院ホームページ以外に公営企業管理局及び他の県立 3 病院（中央病院、新居浜病院、南宇和病院）のホームページを公開しており、スペックは、次のとおりである。なお、当院、公営企業管理局及び他の県立 3 病院のホームページを公開、運用を継続した状態で本業務を行うことから、公開中のこれらのホームページに影響を及ぼさないようにすること。

OS : RedHatLinuxEnterprise9.5

CPU : 2 vCPU

メモリ : 4 GB

HDD : 80GB

本業務で使用するソフトウェア及びミドルウェアについては、受託者がインストール及び設定作業を行うとともに、必要なセキュリティ対策を実施すること。

なお、ソフトウェア及びミドルウェアを本業務において利用するにあたり、既に公開サーバにインストールしているソフトウェア及びミドルウェアのうち、本業務で使用する Apache や perl 等に対するバージョンアップ作業等が必要となった場合は、当院と協議し、許可を得たうえで、受託者が実施するものとする。また、バージョンアップ作業等により、公営企業管理局及び他の県立 3 病院の公開中ホームページに影響を及ぼしてはならない。

9 動作保証

次のブラウザに対応し、それぞれが動作する OS 上で閲覧してもデザインが崩れないこと。

(1) Windows(10,11) : Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome 等主要ブラウザ最新版

(2) Macintosh(macOS) : Safari、Mozilla Firefox Google Chrome 等主要ブラウザ最新版

(3) iOS や Android を含めたスマートフォン向け OS : 各 OS で動作するブラウザの最新版

(4) その他、一般的に使用している OS で利用するブラウザ

10 業務計画・試験計画

10.1 受託者は、7 から 9 の業務について、業務計画書及び試験計画書を作成し、愛媛県担当職員と協議のうえ、愛媛県の承認を得ること。

10.2 試験については、受注者が行うこと。

10.3 一定量のデータ蓄積又は一定期間経過後でなければ検証不可能な機能については、想定期間を提案のうえで監視、機能検査を行い、必要に応じて設定を調整すること。この期間に必要な検証、調整のための費用は、受注者が負担すること。

11 納品物品

- ・ホームページ設計書 データー式 紙媒体 2 部
- ・ホームページコンテンツ データー式
- ・製作に使用した画像・動画等素材 データー式

12 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

13 その他

13.1 成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定めるすべての権利を含む。）は愛媛県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、愛媛県の承諾を受けなければならない。

13.2 愛媛県は成果物を公表することができる。この本県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。

13.3 別紙 2 「デジタルプロモーション実施時における留意事項」の内容を踏まえ、適切に業務を実施すること。

13.4 本仕様に不明の点がある場合、また明記のない事項については、速やかに愛媛県まで連絡し、その指示を受けること。